

新旧対照表

新	旧												
<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">病院開設等計画書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>北海道知事様 保健所長様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p><input type="checkbox"/> 病院の開設 <input type="checkbox"/> 病院の増床 <input type="checkbox"/> 病院の病床種別の変更 について、次のとおり計画書を提出します。 <input type="checkbox"/> 診療所の病床の設置 <input type="checkbox"/> 診療所の増床</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 予定しています。</p> <p>なお、医療法施行令第3条の3の規定による届出を <input type="checkbox"/> 予定していません。</p> <p>[添付書類]</p> <p>(1) 病院（診療所）周辺の見取図（縮尺3,000分の1以上のもの。最寄り駅、主要道路等を記入したもの） (2) 病院（診療所）の建物の平面図（縮尺200分の1以上のもの。出入口、各室の用途、各病室の病床数及び病床種別を表示するとともに、面積基準の定められた室については面積を表示し、病室に隣接する廊下については幅を表示すること。 (3) <u>病床数の算出の考え方を示した書類（別紙1）</u> (4) <u>従業者の確保状況（別紙2-1又は別紙2-2）</u> (5) <u>開設時（変更後の従業者名簿）（別紙3）</u> (6) <u>確約書の写し（別紙4）</u> (7) 上記(1)から(6)のほか、医療法施行令第3条の3の規定による届出（診療所病床設置届）を提出しようとする者は、次の書類 ① 別紙5「医療法第7条第3項の規定による「厚生労働省令で定める場合」の該当性」（「別紙5（添付書類）誓約書」を添付のこと） ② <u>診療報酬上の在宅療養支援診療所（届出予定を含む）をしている診療所の場合は北海道厚生局へ提出した在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書の写し。</u> <u>なお、届出予定の場合は、当該施設基準の整備及び当該届出書の提出を行う旨の確約書（任意様式）並びに届出予定の申出書の写し</u> ③ <u>患者からの電話の問い合わせに対し常時対応できる診療所の場合は北海道厚生局へ提出した時間外対応加算1の施設基準に係る届出書の写し。</u> <u>なお、届出予定の場合は、当該施設基準の整備及び当該届出書の提出を行う旨の確約書（任意様式）並びに届出予定の申出書の写し</u> ④ <u>救急医療の推進に必要な診療所の場合は道に提出した救急告示に係る申出書の写し又は当該申出の認定要件に係る人員体制及び機器の整備、当該申出を行う旨の確約書（任意様式）並びに届出予定の申出書の写し。</u></p>	<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">病院開設等計画書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>北海道知事様 保健所長様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p><input type="checkbox"/> 病院の開設 <input type="checkbox"/> 病院の増床 <input type="checkbox"/> 病院の病床種別の変更 について、次のとおり計画書を提出します。 <input type="checkbox"/> 診療所の病床の設置 <input type="checkbox"/> 診療所の増床</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 予定しています。</p> <p>なお、医療法施行令第3条の3の規定による届出を <input type="checkbox"/> 予定していません。</p> <p>[添付書類]</p> <p>(1) 病院（診療所）周辺の見取図（縮尺3,000分の1以上のもの。最寄り駅、主要道路等を記入したもの） (2) 病院（診療所）の建物の平面図（縮尺200分の1以上のもの。出入口、各室の用途、各病室の病床数及び病床種別を表示するとともに、面積基準の定められた室については面積を表示し、病室に隣接する廊下については幅を表示すること。 (3) <u>上記(1),(2)のほか、病院については次の書類</u> ① <u>別紙1「病床数（新規）の算出の考え方」</u> ② <u>別紙2-1「従業者の確保状況（病院用）」</u> ③ <u>別紙3「開設時（変更後）の従業者名簿」</u> ④ <u>別紙4「確約書」の写し</u> (4) <u>上記(1),(2)のほか、療養病床を新たに設置又は増床する診療所については次の書類</u> ① <u>別紙2-2「従業者の確保状況（診療所用）」</u> ② <u>別紙3「開設時（変更後）の従業者名簿」</u> ③ <u>別紙4「確約書」の写し</u> (5) <u>上記(1),(2)のほか、医療法施行令第3条の3の規定による届出（診療所病床設置届）を提出しようとする者は、次の書類</u> ① 別紙5「医療法第7条第3項の規定による「厚生労働省令で定める場合」の該当性」（「別紙5（添付書類）誓約書」を添付のこと）</p> <p>[連絡先]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>連絡先名称</td> <td></td> <td>部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>電話</td> <td></td> </tr> </table>	連絡先名称		部署		所在地				氏名		電話	
連絡先名称		部署											
所在地													
氏名		電話											

新

旧

- ⑤ その他の診療所の場合は医療法第7条第3項の規定による厚生労働省令で定める場合に該当することを示す書類
(7) その他北海道知事が必要と認める書類

[連絡先]

連絡先名称		部署	
所在地			
氏名		電話	

新

1 開設等を行おうとする病院（診療所）の概要

病院（診療所）の名称												
開設者						開設の場所						
開設等の目的												
土地	取得（賃貸借契約）年月	平成		年	月	日						
	用途地域（ ）地目（ ）											
	既存 （賃貸 ㎡）	㎡	新規 （賃貸 ㎡）	㎡	合計 （賃貸 ㎡）	㎡						
建物	工事請負（賃貸借）契約年月日	平成		年	月	日						
	着工年月日	平成		年	月	日	完成年月日	平成		年	月	日
	施工業者											
	構造	既存			新規							
	床面積	既存 （賃貸 ㎡）	㎡	新規（増築） （賃貸 ㎡）	㎡	合計 （賃貸 ㎡）	㎡					
病床数	種別	一般病床	療養病床	精神病床			計					
	既存											
	新規（増床）											
	合計											
診療科名	現在											
	開設時（変更後）											
管理者	氏名	医籍第		号	（	年	月	日	登録）			
開設（変更）予定日	平成 年 月 日											

旧

1 開設等を行おうとする病院（診療所）の概要

病院（診療所）の名称												
開設者						開設の場所						
開設等の目的												
土地	取得（賃貸借契約）年月	平成		年	月	日						
	用途地域（ ）地目（ ）											
	既存 （賃貸 ㎡）	㎡	新規 （賃貸 ㎡）	㎡	合計 （賃貸 ㎡）	㎡						
建物	工事請負（賃貸借）契約年月日	平成		年	月	日						
	着工年月日	平成		年	月	日	完成年月日	平成		年	月	日
	施工業者											
	構造	既存			新規							
	床面積	既存 （賃貸 ㎡）	㎡	新規（増築） （賃貸 ㎡）	㎡	合計 （賃貸 ㎡）	㎡					
病床数	種別	一般病床	療養病床	精神病床			計					
	既存											
	新規（増床）											
	合計											
診療科名	現在											
	開設時（変更後）											
管理者	氏名	医籍第		号	（	年	月	日	登録）			
開設（変更）予定日	平成 年 月 日											

新

2 療養病床に係る施設の概要（療養病床を新たに設置又は増床する場合）

療養病床に係る病室	各病室の病床数		1人当たりの床面積	
	最大	床 最小	最大	㎡ 最小
廊下幅 療養病床に係る 病室に隣接する部分	片側が居室である部分		最大	m～最小 m
	両側が居室である部分		最大	m～最小 m

施設	有・無	床面積 (㎡)	備 考
機能訓練室			(訓練マット、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用具など主な器械・器具の概要を記載すること。)
食 堂	有・無		
浴 室	有・無		(特殊浴槽、手すり、シャワーチェアなど浴槽の概要を記載すること。)
談 話 室	有	専用	(室) と共用
	無	共用	

旧

2 療養病床に係る施設の概要（療養病床を新たに設置又は増床する場合）

療養病床に係る病室	各病室の病床数		1人当たりの床面積	
	最大	床 最小	最大	㎡ 最小
廊下幅 療養病床に係る 病室に隣接する部分	片側が居室である部分		最大	m～最小 m
	両側が居室である部分		最大	m～最小 m

施設	有・無	床面積 (㎡)	備 考
機能訓練室			(訓練マット、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用具など主な器械・器具の概要を記載すること。)
食 堂	有・無		
浴 室	有・無		(特殊浴槽、手すり、シャワーチェアなど浴槽の概要を記載すること。)
談 話 室	有	専用	(室) と共用
	無	共用	

新

3 計画の進捗状況等

次の事項について記載するとともに、証明する書面（契約書、確約書、申請書の写し）があれば添付すること。

- ① 土地・建物の確保（取得、建設、賃貸など）の状況
- ② 関連法令（国土利用計画法、農地法など）に係る諸手続の状況
- ③ 財源（自己資金、借入金、補助金、寄附金など）の確保の状況
- ④ 法人の場合には、定款等の変更認可に係る所轄庁との協議の状況
- ⑤ その他関係機関との協議の状況

(1) 進捗状況

(2) 今後の予定

旧

3 計画の進捗状況等

次の事項について記載するとともに、証明する書面（契約書、確約書、申請書の写し）があれば添付すること。

- ① 土地・建物の確保（取得、建設、賃貸など）の状況
- ② 関連法令（国土利用計画法、農地法など）に係る諸手続の状況
- ③ 財源（自己資金、借入金、補助金、寄附金など）の確保の状況
- ④ 法人の場合には、定款等の変更認可に係る所轄庁との協議の状況
- ⑤ その他関係機関との協議の状況

(1) 進捗状況

(2) 今後の予定

新

旧

別紙 1

別紙 1

病床数（新規）の算出の考え方

診療科名	病床数	算出に当たっての考え方
計		

(注) 1 診療科ごとに記載すること。

2 病床数計は、計画書の「病床数」欄の「新規（増床）」の「計」と一致させること。

別紙 1

別紙 1

（病院のみ）

病床数（新規）の算出の考え方

診療科名	病床数	算出に当たっての考え方
計		

(注) 1 診療科ごとに記載すること。

2 病床数計は、計画書の「病床数」欄の「新規（増床）」の「計」と一致させること。

新

別紙 2 - 2

従業者の確保状況〈診療所用〉

職 種	現 員 (人)	開設時(変更後)		
		標 準 数 (人)	現 段 階 の 確保人員 (人)	うち療養病床 に係る人員(人)
医 師		1		
看 護 師				
准 看 護 師				
看 護 補 助 者				
事 務 職 員				
合 計				

- (注) 1 「現員」及び「現段階の確保人員」欄は、標準数の定めがない職種を除き、
常勤換算して記入すること。
2 新規開設の場合は、「現員」欄の記入は要しないこと。

旧

別紙 2 - 2

従業者の確保状況〈診療所用〉

職 種	現 員 (人)	療養病床設置時		
		標 準 数 (人)	現 段 階 の 確保人員 (人)	うち療養病床 に係る人員(人)
医 師		1		
看 護 師				
准 看 護 師				
看 護 補 助 者				
事 務 職 員				
合 計				

- (注) 1 「現員」及び「現段階の確保人員」欄は、標準数の定めがない職種を除き、
常勤換算して記入すること。
2 新規開設の場合は、「現員」欄の記入は要しないこと。

新

別紙 5

医療法第7条第3項の規定による「厚生労働省令で定める場合」の該当性

1. 該当する要件

- 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムのために必要な診療所
- 診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出（届出予定を含む）をしている診療所
- 急変時の入院患者の受入が年6件以上ある診療所
- 患者からの電話の問い合わせに対し、常時対応できる診療所
- 入院患者の1割以上を他の急性期医療を担う病院の一般病棟から受け入れている診療所
- 診療所内で看取りを行う診療所
- 年間30件以上全身麻酔、脊髄麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔を実施している診療所（手術を実施した場合に限る。分べんにおいて実施する場合を除く。）
- 病院からの早期退院患者の在宅介護施設への受渡を行っている診療所
- へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療、その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所
 - へき地の医療
 - 小児医療
 - 周産期医療
 - 救急医療

旧

別紙 5

医療法第7条第3項の規定による「厚生労働省令で定める場合」の該当性

- 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- へき地に設置される診療所
- 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

具体的説明（当該診療所の設置が必要と考える根拠、運営計画など）

新	旧
<p data-bbox="241 181 808 204">2. 具体的説明（当該診療所の設置が必要と考える根拠、運営計画など）</p> <div data-bbox="277 204 945 1235" style="border: 1px solid black; height: 646px; width: 298px;"></div>	

新	旧
別紙5（添付書類）	別紙5（添付書類）
誓約書	誓約書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
北海道知事様	北海道知事様
住所	住所
開設者	開設者
氏名 印	氏名 印
<p>（医療機関名）は、医療法施行令第3条の3の規定に基づき、届出により設置する病床について、病床設置後は次の事項を厳守することを誓約します。</p>	<p>（医療機関名）は、医療法施行令第3条の3の規定に基づき、届出により設置する病床について、病床設置後は次の事項を厳守することを誓約します。</p>
記	記
<p>1 平成 年 月 日提出の病院開設等計画書（別紙5）の記載のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出（届出予定を含む）をしている診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>急変時の入院患者の受入が年6件以上ある診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>患者からの電話の問い合わせに対し、常時対応できる診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>入院患者の1割以上を他の急性期医療を担う病院の一般病棟から受け入れている診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>診療所内で看取りを行う診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>年間30件以上全身麻酔、脊髄麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔を実施している診療所（手術を実施した場合に限る。分べんにおいて実施する場合を除く。）</u> <input type="checkbox"/> <u>病院からの早期退院患者の在宅介護施設への受渡を行っている診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>へき地の医療を提供する診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>小児医療を提供する診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>周産期医療を提供する診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>救急医療を提供する診療所</u> <p>としてのみ病床を使用し、他の用途で病床を使用しないこと。</p>	<p>1 平成 年 月 日提出の病院開設等計画書（別紙5）の記載のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>へき地に設置される診療所</u> <input type="checkbox"/> <u>小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u> <p>としてのみ病床を使用し、他の用途で病床を使用しないこと。</p>
<p>2 1の診療所として病床を運営していくことが困難となった場合は、他の用途に転用せず、速やかに当該病床の廃止手続きを行うこと。</p>	<p>2 1の診療所として病床を運営していくことが困難となった場合は、他の用途に転用せず、速やかに当該病床の廃止手続きを行うこと。</p>
<p>3 他の開設者に診療所を承継する場合は、病床を廃止した後に承継すること。</p>	<p>3 他の開設者に診療所を承継する場合は、病床を廃止した後に承継すること。</p>
<p>4 同一の第二次医療圏において、他に開設する医療機関があっても、当該病床の移動を行わないこと。</p>	<p>4 同一の第二次医療圏において、他に開設する医療機関があっても、当該病床の移動を行わないこと。</p>

